

ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、ベンチャープラザ船橋に入居し、新しい分野、新しい事業への進出を目指すもの及び事業計画を達成し、ベンチャープラザ船橋の入居契約期間の満了（以下「卒業」という。）後に市内において事業を継続するものに対し、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金（以下「支援補助金」という。）を交付することにより、ベンチャープラザ船橋への入居の促進と、起業や新たな事業展開の支援を図り、もって産業の振興に資することを目的とする。

2 支援補助金の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 支援補助金の交付を受けることができるものは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者であって、支援補助金の交付の申請時において、ベンチャープラザ船橋に入居しているもの及び卒業後に市内において事業を継続するものとし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。ただし、第4号及び第5号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) 市税を滞納しているもの
- (5) 国、地方公共団体（本市を除く。）その他これらに類するものから次項に規定する経費に対する補助金の交付その他の

給付に係る決定を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるもの

(6) その他市長が適当でないとするもの

- 2 支援補助金の交付の対象とする経費は、ベンチャープラザ船橋に入居しているものにあつてはその支払った賃料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、卒業をしたものにあつては新たに事業所を借りた場合におけるその支払った賃料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）又は新たに事業所として土地建物を取得した場合の固定資産税及び都市計画税の相当額とする。

（支援補助金の額等）

第3条 支援補助金の額、限度額及び補助対象期間は、ベンチャープラザ船橋に入居している者にあつては別表1に、卒業したものにあつては別表2に掲げるとおりとする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 支援補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

3 前条第2項に規定する支払った賃料に係る居室若しくは事業所（以下「居室等」という。）の利用が月の途中での入居若しくは退去であるとき、又は、同項に規定する固定資産税及び都市計画税に係る土地建物の取得が年度の途中であるときは、当該月または年度の支援補助金の額は、1月を30日として日額を算出し、実際に入居している日数相当額を交付する。また、年度の途中で別表1及び別表2の対象者の区分または、居室等に変更があるときも同様とする。

4 補助対象となる居室等の利用期間が12月に満たない年度の限度額は、別表1及び別表2の規定にかかわらず、その利用期間に応じてこれらの規定に定める額を按分した額とする。

（交付の申請）

第4条 支援補助金の交付を受けようとするものは、毎年度、4月30日までにベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

ただし、新たに入居した場合又は卒業後、土地建物を事業所用

として取得した場合は、入居又は取得後1ヶ月以内に市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請には、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 入居契約書(賃貸借契約書)の写し又は事業所用として取得した土地建物の登記簿謄本(発行の日から1月以内のものに限る。)

(2) 事業計画書

(3) 市税納付確認書

(4) 法人にあっては、次に掲げるもの

ア 商業登記簿謄本の写し(発行の日から3月以内のものに限る。)

イ 資本金の金額及びその出資者の分かるもの

ウ 直近の決算書

(5) 法人以外のものにあつては、次に掲げるもの

ア 住民票(その発行の日から1月以内のものに限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類(交付の決定)

第5条 規則第4条の規定による支援補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助対象者」という。)に対する通知は、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、通知するものとする。

(交付変更申請)

第6条 補助対象者のうち、前条の交付通知を受けた後、交付決定額に変更が生じる事由が発生した場合、変更が決定した日から1ヶ月以内にベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金交付変更申請書(第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

(交付変更決定通知)

第7条 前条による申請を行ったものに対する通知は、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金交付変更決定通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(交付の回数)

第8条 支援補助金の交付は、第2条第2項に規定する経費に対し

年1回行うものとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、支援補助金の交付を行うことができる。

(実績の報告)

第9条 規則第12条に規定する実績の報告は、交付の決定を受けた期間の事業の完了日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金実績報告書(第5号様式)により、市長に報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告は、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 賃料等の支払いを確認できる書類若しくは領収書の写し又は卒業し、市内に事業所用として取得した土地建物の固定資産税・都市計画税課税明細書等

(2) 事業成果報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による実績の報告を受け支援補助金の額を確定したときは、当該補助対象者に対し、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金確定通知書(第6号様式)により、通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助対象者は、第10条の規定により確定した支援補助金の額について、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金交付請求書(第7号様式)により、市長に交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 規則第16条に規定する場合のほか、市長は、補助対象者が第2条第1項の対象者の要件を欠くに至ったときは、当該年度の交付決定を取り消すものとし、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により、通知するものとする。

(補助金交付後の状況報告)

第13条 支援補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金交付が終了した年度の翌年度末に、当該補助対象者の事業の状況について、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金状況報告書(第9号様式)により、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 市税納付確認書

(2) 商業登記簿謄本の写し(発行の日から3月以内のものに限る。)

(3) 直近の決算書

(4) 土地建物を取得した場合には、当該登記簿謄本の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(関係帳簿の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

(入居 1・2・3年目)

区分	対象者	補助額 (月)	限度額 (年)
1	・市内法人、市内個人で、卒業後、引き続き市内に事業所を置くもの	1,500円/㎡ (1,800円/㎡)	180万円 (216万円)
2	・市外法人、市外個人で、卒業後、引き続き市内に事業所を置くもの	800円/㎡ (960円/㎡)	96万円 (115.2万円)

(入居 4・5年目)

区分	対象	補助額 (月)	限度額 (年)
1	・市内法人、市内個人で、卒業後、引き続き市内に事業所を置くもの	1,200円/㎡ (1,440円/㎡)	144万円 (172.8万円)
2	・市外法人、市外個人で、卒業後、引き続き市内に事業所を置くもの	600円/㎡ (720円/㎡)	72万円 (86.4万円)

備考

- 1 市内法人とは、入居前に市内に事業所を持つ事業者（本社以外の事業所は、1年を経過していること。）をいう。ただし、入居前に市内に事業所がない事業者で、入居時(入居期間中)に本社を市内に登録するものは、市内法人とみなす。
- 2 市外法人とは、市内法人以外の法人をいう。
- 3 市内個人とは、入居開始時に市内に引き続き1年以上在住しており、入居期間中においても本市内に在住しているものをいう。
- 4 市外個人とは、市内個人以外の個人をいう。
- 5 補助期間は、入居開始から5年までとする。
- 6 「医療・健康」及び「環境・エネルギー」に係る産業を成長産業とし、成長産業が入居した場合の補助額(月)、限度額(年)は括弧に掲げるものとする。
- 7 「医療・健康」に係る産業にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号)第2条に規定する「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」、「医療機器」及び「再生医療等製品」に係る入居者とする。「環境・エネルギー」に係る産業にあつては、風力発電、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー等の生産・供給、次世代自動車、高効率ヒートポンプ等の消費・需要、水素製造・輸送・貯蔵、燃料電池、蓄熱・断熱等技術等の流通・需給統合等の技術に係る入居者とする。

別表 2

(卒業後、市内に新たに事業所を賃借し事業を継続する場合)

区分	対象者	補助額 (月)	限度額 (年)
1	・入居後 3 年以内に卒業し、引き続き市内に事業所をおくもの	400円/㎡ (480円/㎡)	48万円 (57.6万円)
2	・入居後 3 年経過後に卒業し、引き続き市内に事業所をおくもの	300円/㎡ (360円/㎡)	36万円 (43.2万円)

(卒業後、市内に事業所用地として新たに土地建物を取得し事業を継続する場合)

区分	対象者	対象	限度額 (年)
1	・入居後 3 年以内に卒業し、引き続き市内に事業所を置くもの	固定資産税 都市計画税 相当額	48万円 (57.6万円)
2	・入居後 3 年経過後に卒業し、引き続き市内に事業所を置くもの	(成長産業にあつては、上記の合計額に十分の二を乗じて得た額を加算した額)	36万円 (43.2万円)

※補助については固定資産税、都市計画税の相当額とする。

備考

- 1 補助期間は、卒業から 3 年以内とする。
- 2 第 9 条に規定する実績の報告の提出時において、引き続き市内に事業所を置くものを補助対象とする。
- 3 「医療・健康」及び「環境・エネルギー」に係る産業を成長産業とし、成長産業に係るものの対象、限度額 (年) は括弧に掲げるものとする。
- 4 「医療・健康」に係る産業にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律 145 号) 第 2 条に規定する「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」、「医療機器」及び「再生医療等製品」に係る入居者とする。「環境・エネルギー」に係る産業にあつては、風力発電、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー等の生産・供給、次世代自動車、高効率ヒートポンプ等の消費・需要、水素製造・輸送・貯蔵、燃料電池、蓄熱・断熱等技術等の流通・需給統合等の技術に係る入居者とする。